

自動販売機設置場所貸付けにおける契約保証金の免除の運用について

1 次のいずれかに該当する場合には契約保証金を免除する。

(1) 契約金額が年額 100 万円未満である場合

各所管課は職権で契約保証金を免除する。

(2) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した場合

ア 契約履行実績の対象となる契約

(ア)「国又は地方公共団体」について

国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。)とする。なお、公益的法人の契約は契約履行実績の対象には含まない。

(イ)「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは、自動販売機設置場所貸付契約とする。

○「規模をほぼ同じくする」とは、実績の対象とする契約の契約額(消費税額を含む)が、締結しようとする契約の契約額の 100 分の 70 以上であることとする。

(ウ)「過去 2 年間」について

「契約を締結しようとする日」から「過去 2 年間」のいずれかの日に契約を締結した状態にあったこと(契約締結日は属していなくてもよい。)とする。

イ 免除のための手続き

各所管課は落札候補者から契約保証金免除申請書(別添 1)の提出があれば、上記アに適合するか否かを審査し、適合する場合は免除する。

2 なお、「契約を履行しないこととなるおそれがない」ときとは、広島市税並びに消費税及び地方消費税のいずれも滞納がない場合とする。

しかし、自動販売機設置場所貸付けに係る一般競争入札においては、入札参加資格審査の際に、広島市税並びに消費税及び地方消費税のいずれも滞納していない者であることを確認することから、改めてこの点について確認する必要はないものとする。